

令和7年5月30日

法制審議会刑事法(再審関係)部会

委員・幹事のみなさま

はじめに

1995年7月22日に、突然の火災により、大切な娘が亡くなりました。本来なら、原因不明の火災で終わるはずでしたが、警察が勝手なストーリーを作り上げ、私は、訳も分からないまま、自白をさせられたため、娘の保険金を目当てに、我が子を殺した母親と言う汚名を着せられたのです。

私は、普通の母親として、娘を亡くした悲しみを受け止めることも、気持ちの整理をする時間も奪われた上、無実を訴え、裁判で闘っていく人生を送ることになりました。

裁判では、私の無実の訴えに対して、裁判所は、耳を傾けてくれることなく、無期懲役が確定しました。

しかし、まだ、再審があるとの思いで、私は、再審請求をして、2012年3月7日 大阪地方裁判所で、再審開始決定が出されて、更に、刑の執行停止が認められました。

その後、検察が即時抗告をし、裁判所が、刑の執行停止を取り

消しました。

2015年10月23日に、大阪高等裁判所が、検察の即時抗告を棄却し、刑の執行停止も認めました。

2015年10月26日に、私は、20年と46日ぶりに釈放されて、社会に戻ることが出来ました。

2016年8月10日、大阪地方裁判所で、無罪判決が言い渡されましたが、喜びはありませんでした。

私は、自白について、自白の任意性、信用性が否定されることを願っていましたが、弁護士さんから「自白が証拠から排除されましたよ」と聞いた瞬間、はじめて、喜びを感じ、感動して涙が流れました。

やっと、私は、20年と11ヶ月目にして、真っ白な無罪判決を勝ち取れました。

しかし、約21年という月日が流れ去り、当時8歳だった息子は、29歳の成人した大人になっており、やっと、会えた息子とは、えん罪で奪われた時間によって、普通の親子関係に戻ることはありませんでした。

もっと、早く、証拠開示がなされて、検察の即時抗告がなければ、

再審のルールが整備されていれば、私の奪われた時間は、もう少し短くなっていました。

再審法改正に対して、私が体験したことを、みなさまにお話して、訴えたいことはたくさんありますが、たったの15分弱では、全てを伝えること、ご理解していただくことは不可能です。

ですから、再審法改正に関連した、私の体験から、以下の3点に絞って述べさせていただきます。

どうか、えん罪犠牲者の生の声、訴えに耳を傾けていただき、真剣に、再審法改正について、考えて、取り組んでいただけることを心より願っております。

どうぞよろしく願いいたします。

1 即時抗告 刑の執行停止

2009年8月7日に、再審請求を申し立て、2012年3月7日に、大阪地方裁判所で、再審開始決定が出されました。

私は、和歌山刑務所の接見室で、弁護士さんから、再審開始決定の報告を聴きました。

これまでの裁判人生の中で、私は、はじめて、勝利を喜び感じて、涙が溢れ、安堵して、改めて、弁護団、支援者、専門家の先生

方に感謝の気持ちで、いっぱいになりました。

でも、この喜びは、接見室を出ると、まるで、何もなかったように、受刑者としての、日常生活に戻り、工場で作業をしていました。この日は、テレビのニュースを観ることも、新聞を読むこともなく（刑務所では、前日の夕刊、当日の朝刊しか読めないため）、私は「勝ったんだよね？」と自分自身に問いかけながら、寂しく、悲しく過ごしました。

翌日からの新聞記事、支援者、マスコミからの手紙で、私は、勝利を再確認し、ホッとしましたが、再審開始決定が出されたのに、なぜ、私は、和歌山刑務所の中にいなければいけないのかとの思いになり、弁護士さんに、刑の執行停止の申し立てをして欲しいとお願いしました。

当時、私は、検察が即時抗告をすることに対しては「したければ、すればいい」と強気でいましたが、実際に、即時抗告をされた時は「再現実験で、真実が明らかになったのに、まだ、自分達の間違いを認めないのか」と怒りがこみ上げてきました。

また、「再審で無罪を勝ち取るには、私は、あと何回、裁判で勝たないといけないのか」と怒りを感じ、これまで、再審で無罪になっ

た事件の経過を新聞記事で調べながら、一喜一憂しながら「私の事件は大丈夫だ。負けない。」とプラス思考で受け止めて、一日も早く、社会に帰れる日を夢見て、受刑生活を過ごしました。結局、検察が即時抗告審で、何をしたのかと言えば、弁護団と同じ再現実験を実施しただけでした。

そもそも、再現実験は、起訴前に行った上で、起訴、不起訴を決めないといけないと思いますが、いい加減な再現実験で起訴しておきながら、今頃になり、弁護団の再現実験で、再審開始決定となり、検察が負けたこと、自分達のメンツのためだけに、即時抗告審で、再現実験を行う態度に、私は「人の人生をどう考えているのか。いい加減にして欲しい」と、心底、頭にきて、許せない気持ちになりました。

その後、検察の再現実験も、弁護団の再現実験を裏付ける結果となり、これで、裁判が終わると思っていました。

しかし、裁判所が「自然発火についての立証をしませんか」と、検察に手を差し延べたことを聴いて、私は、この裁判長は、再審開始決定を取り消したいのだと思い、その怒りと悔しさを「陳述書」に書きあげて、裁判所に提出してもらいました。

2013年3月6日に、福井女子中学生殺人事件の異議審で、再審開始決定が取り消されたことを知り「再審開始決定が、取り消されるの？」と衝撃を受けました。

私は、まるで、自分自身が負けたように、身体が震えて、涙が止まらず、「私も負けるかもしれない。無期懲役だから、獄死するかもしれない」と、恐怖に襲われて、息子に、遺書を書こうと考える程、私は、精神的に追い詰められていき、吐き気、頭痛にみまわれました。裁判に対して拒絶反応のように体の症状が出ました。その後も、検察は、いたずらに時間だけをかけ、引き延ばして、なに一つ立証出来ませんでした。

獄中から、無実を叫んでいる人間、再審開始決定が出された人間に対して、検察は、真摯に向き合うこともなく、反省することもなく、ただただ、自分達のメンツのためだけに、当たり前のように、即時抗告をただけです。

再審開始決定が確定すれば、裁判が終わるわけではなく、まだ、再審公判があるのです。公判で、検察は争えるのです。

私の場合は、再審公判の中で、検察は、再現実験をして、争えば良かったのです。

2015年10月23日に、検察の即時抗告が棄却されましたが、この3年7ヶ月と16日かかった即時抗告審に、一体、なんの意味があったのでしょうか。検察の即時抗告権には、全く意味がありません。再審法改正では、検察官の抗告を禁止する法律が不可欠です。更に、刑の執行停止についてですが、2012年3月30日の昼食後に、職員から「食堂に、残るように」と言われて「もしかして、釈放」と思い、期待しました。

そして、職員が、私を迎えに来て、大阪地方裁判所からの書類を受け取りました。「4月2日、午後1時30分に刑の執行停止」の文字に、私は、両手を握りしめて喜びました。

その後、荷物の整理をして(刑務所の物は、縁起が悪いので、全て捨てました)、私は、釈放扱いとなり、最低限の物だけを持って、テレビもない独居房に入り、こんなに幸せな夜は、ありませんでした。

翌日の土曜日は、すごい風と雨が降り、春の嵐のようなお天気でしたが、きっと、娘も喜んでくれているのだと思いました。

あと1日となった日曜日は、17年も獄中生活を送ってきた私は、社会に帰ることに、不安を感じ、心の葛藤があり、夜も眠れません

でした。

やっと、4月2日を迎えて、午後から、荷物の確認などをして、弁護士さんが差し入れしてくれた私服に着替えて、椅子に座って待っていました。

そこに、釈放まで、あと10分という時に、職員が走って来て「釈放の書類が届いていないので、あなたを釈放出来なくなりました。詳しいことは、弁護士さんから聞いて下さい」と言われて、何が起こったのか、訳が分からず、パニック状態でした。

一瞬、職員も固まっていたましたが、すぐに、刑務所の服に着替えるように言われて、急いで、着替えをして、弁護士さんと接見しました。接見室に入ると、3人の弁護士さんが座っていて「高裁の裁判所が、刑の執行停止を取り消した」などと聞いて、私は、力が抜けて、何も考えられなくなり、言葉をなくし、弁護士さん達も黙ってしまって、重い空気となりました。

このままでは辛くなり、私は「仕方無い。あと何年かかりますか」と尋ねました。弁護士さんが「1年半くらいです」と言ってくれたので、それくらいならと思い直して、弁護士さんも「再審開始決定が取り消されたわけではないから」と言われて、差し入れを頼んで、弁

護士さん達は帰って行きました。

すぐに、私は、処遇に呼ばれて、職員から「今の気持ちは。元の工場より他の工場の方が良い。気持ちが落ち着くまで、昼夜独居にいればいいです」などと言われましたが、今は、何も考えられないですし、私の気持ちなど誰にも分からないですし、刑務所は、私が自殺しないかと心配していることが分かったので「私は、死にませんから大丈夫です」と伝えました。

そして、部屋に戻ると、作業が入ってきて、ここは刑務所だと現実を突きつけられ、涙も出てこなくて、唯一、私が救われたことは、昨夜、眠れなかったことが幸いして、眠れたことでした。

翌日の朝、目が覚めると、刑務所にいることの悔しさに、涙が止まらず、作業をしながらも涙が溢れてきて、大阪高等裁判所が、刑の執行停止を取り消したのだから、再審開始決定も取り消そうとしていると考えてしまい、悔しさと不安が入り混じって辛かったです。一度、服まで着替えて、釈放されると信じていたのに、取り消されてしまい、同じ、血の通った人間がすることなのかとの思いと、天国から地獄に突き落とされた気持ちでした。

その後、一度は、正義に反しないと刑の執行停止を取り消した大

阪高等裁判所が、即時抗告審では、正義に反すると言って、刑の執行停止を認めてくれました。

でも、また、土日を過ごさなければいけない状況に、私は、いつ、また、取り消されてしまうのかと気が気ではなかったです。

2015年10月26日に、私は、刑の執行停止が認められて、やっと、社会に戻る事が出来ました。

もう、二度と、私のような辛い思いは、誰にもして欲しくありません。

2 証拠開示

2016年8月10日 大阪地方裁判所から、自白の任意性が否定され、自白が証拠から排除されて、私は「真っ白な無罪判決」を勝ち取ることができて、とても嬉しかったです。

通常審の時から、ずっと、私は、刑事の取調べについて、刑事に、無実を訴えても、全く、聞く耳を持たずに犯人扱いされ続けたこと、大声で怒鳴られて、体調が悪くても病院にも連れて行ってもらえなかったこと、娘や息子の話をされて、母親失格とまで言われたこと、娘の写真を壁に貼られて、机の上にも写真を置き、頭を押さえられて見せられたことなどを細かく、被告人質問の中で、訴え続けました。

確かに、私は、2度の自白をさせられましたが、1回目は、任意同行され、逮捕された日(1995年9月10日)、刑事から「Bが、娘に、性的虐待をしていた」と聞かされたことで、頭の中が真っ白になったことでした。

2回目は(1995年9月14日)、刑事から「無実だというのなら、なぜ、娘を助けなかったのか。娘を助けられなかったことは、殺したと同じことだ」と言われて、娘を亡くして以来、私は、精神的におかしかったために「私が、殺したことになる」と思い込まされて、自殺するつもりでしたから、自白したことなど、どうでも良かったのです。あとから、自白が問題になるなど考えもしませんでした。

ここでは、全ての内容を述べきれませんが、刑事からの言葉の暴力、侮辱の数々は、今も、私の記憶から消えることはありません。

弁護団は、通常審の時から、「警察の取調べ日誌」の証拠開示を求めていましたが、検察は、全く応じませんでした。

裁判所も、証拠開示の勧告、命令を出すこともなく、弁護士さん、支援者の方々以外、私の無実の訴え、証言に、耳を傾けてくれることはなく、検察の思い通りに、私は、無期懲役が確定してしまいました。

もし、通常審の段階で「警察の取調べ日誌」が、証拠開示されていけば、私が、被告人質問の中で証言したことが真実だと分かり、無罪判決を勝ち取れていたかもしれません。

なぜ、検察は、ここまでして「警察の取調べ日誌」を隠そうとしたのでしょうか。検察が、証拠を隠して、隠し続けてまで、守りたいものは、一体なんだったのでしょうか。

それは、検察自身が、一番分かっているように「警察の取調べ日誌」の中には「大声で怒鳴ったこと、老人のように、ヨタヨタと歩いたので、支えて歩いた」ことなどが、悪びれもなく書かれてあり、これが、明らかになることを恐れたのです。

裁判とは、証拠を開示した上で、検察、弁護士が同じ立場となり、はじめて、真実が明らかにされて、裁判所も正しい判断ができるのです。

それを、再審の即時抗告審まで「警察の取調べ日誌」を隠し続けてまでも、私を犯人に仕立てあげようとしたのです。

幸いにも「警察の取調べ日誌」が、証拠開示されたことで、裁判所が、自白の任意性を否定し、自白を証拠から排除してくれたのです。

裁判所が、自白の排除をしたのは「東住吉事件」が、初めてのことでした。

ですから、私は「裁判所から、真っ白な無罪判決をいただきました」と話すのです。私にとっては、やっと、私の訴えが受け入れられて、信じてもらえたことが、無罪判決よりも嬉しく、感動して、裁判所には、感謝しています。

再審法改正には、証拠開示が重要ですし、証拠開示を除いての再審法改正には、全く、意味などありません。

えん罪犠牲者にとって、検察が隠している証拠の中にこそ、再審請求する新証拠、無罪を示す証拠があるのです。

えん罪を無くすためには、裁判を平等に受けられる権利、どの裁判官に担当されても、当たり前のこととして、証拠開示がなされることは、絶対に欠かせません。

私達、えん罪犠牲者の立場に立ち、机の上での空想ではなく、今すぐにでも、えん罪犠牲者の事件の全てで証拠開示すべきです。

3 再審請求手続き

再審請求後に、裁判所、検察、弁護士の三者協議が行われます

が、そこに、当事者は参加出来ません。

私は、和歌山刑務所に収監されていましたが、通常審の時と同じように、三者協議に参加出来ると考えていました。

しかし、弁護士さんから、参加出来ないことを聞いて、「この裁判は、誰のための裁判ですか。私は、答えをもらうだけの人ではない」と、怒りでいっぱいになりました。

もし、裁判で負けても、弁護士さんが、私に代わって、刑務所に入ってくれるわけでもなく、刑務所の中で、無実を叫んで、闘っていくのは、私、当事者本人なのです。

ですから、私は、弁護士さんからの報告を受けては、自分の意見を「陳述書」に書いて、裁判所に提出してもらいました。

しかし、重要な火災の専門家の証人尋問が非公開で行われて、当然のように、私は、裁判に立ち会えずに、弁護士さんから、終わったあとに説明を受けて、調書を差し入れてもらって読むだけで、証人の生の声、姿を見ることもなく、どうやって理解すればいいのでしょうか。

私は、自分の人生がかかっている裁判に、なぜ、立ち会えないのか、裁判所、検察、弁護士だけで話し合っただけで決められることに疑

間を感じて、何度、弁護士さんに「私も出る」と怒りをぶつけたのか分かりません。

そして、私が、一番悔しかったことは「再現実験」に、立ち会えなかったことです。

当日は、和歌山刑務所で作業をしながらも、頭の中は「再現実験」のことが気になって仕方無かったです。

その日の夜に、弁護士さんからの電報が届いて、はじめて「再現実験」の結果が分かり、安堵できたのです。

私は、弁護士さんを通じてしか、自分の人生がかかっている裁判の内容が分からなかったのです。こんな、おかしいことが、まかり通っていることに、改めて、怒りを感じずにはられません。

ですから、私は、刑の執行停止が認められて、社会に戻っていたのですから、再審公判に向けた三者協議に「私の裁判だから出る」と弁護士さんに伝えて、弁護士さんが、裁判所に申請してくれました。

検察は「三者協議の内容を漏らす」と反対しましたが、弁護士さんが「内容を漏らさないように、説明します」と言って下さり、裁判所が認めてくれました。

はじめて、私は、三者協議に立ち会えて、内容は、あまり理解出来ないこともありました。自分の目で見て、自分の耳で聞いたことで、裁判と向き合えました。弁護士さんから、説明を受けても、誰が発言したのかが分からないときもあり、当事者が参加することが重要だと思いました。

最後に

ここまでの内容を聞いていただき、ありがとうございました。

私は、えん罪が晴れて、社会で生活ができていますが、今も、獄中、獄外で、無実を叫び闘っている、えん罪犠牲者が多くいます。この世の中に、えん罪犠牲者が、どれだけいるのかを、ご存知でしょうか。私には、分かりません。

それは、私が知らない、えん罪犠牲者がいるからです。

この再審法改正は、再審のルールを整備するためのものです。

えん罪犠牲者のことをご自分自身のことととらえていただき、真剣に考えて、証拠開示、検察官の抗告の禁止、再審開始決定後の刑の執行停止、再審の三者協議への当事者本人の立ち会いを、再審法改正の内容に入れていただきたいです。上記の内容は、再審法には欠かせません。

えん罪犠牲者が、平等に裁判を受けられる権利として、通常審
の裁判のように、国選弁護人制度もご検討いただきたいと思いま
す。

どうぞ、よろしく願いいたします。

東住吉事件 青木恵子